

# 一般社団法人日本レーザー歯学会認定パラデンタル制度規則

## 第1章 総 則

(趣 旨)

- 第1条 日本レーザー歯学会（以下「本学会」という）の制定する認定制度は、レーザー歯学とその関連領域の専門知識と経験を有する日本レーザー歯学会認定パラデンタル（以下「認定パラデンタル」という）を育成することにより、歯科医療の発展と向上を図り、歯科保健の充実と増進に寄与することを目的とする。
- 第2条 前条の目的を達成するため本学会は、認定パラデンタル（認定歯科衛生士、認定歯科技工士、認定アドバイザー）を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。認定アドバイザーとは歯科領域で使用されているレーザーについて歯科医師にアドバイスできる知識を備えた企業または大学に所属する人を指す。
- 第3条 本制度を実施するため本学会の認定委員会（以下「委員会」という）が運営する。

## 第2章 認定委員会

(業務, 委員)

- 第4条 委員会は、認定パラデンタルの資格の適否を審査し、理事会に報告する。また認定パラデンタルの試験問題作成ならびに試験を行う[認定パラデンタル制度施行細則（以下「細則」という）第5条]。
- (1) 委員会は10名程度で構成する。
  - (2) 前項の委員は、理事及び代議員で、指導医もしくはこれと同等以上であると委員会で認められたものでなければならない。
  - (3) 委員会の委員（以下「認定委員」という）の任免は、理事会の議を経て理事長が行い、委員長は理事会の議を経て理事長が、副委員長は委員長が指名する。
  - (4) 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 認定パラデンタル資格

(認定パラデンタルの申請資格)

- 第5条 認定パラデンタル資格を申請する者は、次の各号をすべて満たしていなければならない。ただし、委員会の推薦を経て、理事会で承認を受けた者はこの限りでない。
- (1) 日本国免許を有すること（ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ）。
  - (2) 申請時に入会日から継続して2年以上の本学会会員歴を有する者。
  - (3) 細則第11条に定める所定の研修単位を20単位以上修得した者。

ただし細則 11 条 (1) にかかわる研修単位は 16 単位以上取得していなければならない。また、本学会パラデンタル対象認定講習会または認定講習会、及び本学会歯科用レーザー安全講習会への 1 回以上の参加を必須とする。

(資格の申請書類)

第 6 条 認定パラデンタル資格を申請する者は、認定申請料及び審査料を添え、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定パラデンタル申請書 (17 号様式)
- (2) 履歴書 (2 号様式)
- (3) 本学会会員歴証明書 (3 号様式)
- (4) 学会および研修会出席実績表 (4 号様式)
- (5) 業績目録 (5 号様式)
- (6) 本学会が認定する研修施設での認定研修を修了した者は、指導医の発行する研修証明書 (7 号様式) または推薦書 (18 号様式) (指導医がない場合には暫定的に理事会の承認を経て理事長が発行する) (ただし、研修証明書は歯科衛生士と歯科技工士のみ)
- (7) 日本国免許証 (複写) (ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ)

(認定)

第 7 条 本学会は、試験の合格者を、理事会の議を得て認定パラデンタルと認定する。

(登録)

第 8 条 認定パラデンタルの認定を受けた者は、本学会に登録申請 (11 号様式) を行わなければならない。

#### 第 4 章 認定パラデンタルの資格更新

(認定パラデンタル資格の認定期間、認定パラデンタル資格更新の申請)

第 9 条 認定パラデンタルの認定期間は 5 年間とし、引き続き認定を希望する者は 5 年ごとに資格の更新を行わなければならない。

2. 認定パラデンタルの更新をする者は、別に定める認定パラデンタル研修の単位を満たさなければならない。(細則第 12 条)

#### 第 5 章 認定パラデンタルの資格喪失・復活

(認定パラデンタルの資格喪失及び復活)

第 10 条 認定パラデンタルは、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国免許を喪失したとき(ただし、歯科衛生士と歯科技工士のみ)
- (3) 本学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 認定パラデンタルの資格更新の手続きを行わなかったとき
- (5) 本学会が認定パラデンタルとして不適格と認めたとき

- (6) 申請書類に重大な誤りが認められたとき
- 2 前項第 5 号または第 6 号に該当するときは、議決前に本人の弁明の機会を与えなければならない。
- 3 本条第 1 項第 4 号の認定パラデンタルは、次に該当するときは、委員会、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。
- (1) 資格喪失から 1 年以内であれば更新遅滞理由書を付して更新の請求をすることができる。
- 4 委員会が認めたときは、認定パラデンタルの資格復活のための試験を受けることができる。
- (1) 試験は筆記試験、口頭試問などにより行い、実施方法については委員会が別途定める。
- (2) 試験の合格者は、理事会の議を経て、その資格を復活することができる。  
(復活が認められた認定パラデンタルの登録)
- 第 11 条 本学会は、前条第 3 項及び第 4 項により認定パラデンタル資格の復活が認められた者を、認定パラデンタルと認証する。
- 2 認定パラデンタルと認証された者は、所定の登録料を添えて本学会に登録申請(11 号様式)を行わなければならない。
- 3 本学会は、登録申請に基づき認定パラデンタル登録を行い、認定証及び更新記録カードを交付し、本学会誌等に認定パラデンタル氏名を掲載し、理事会及び代議員会で報告しなければならない。

## 第 6 章 補 則

- 第 12 条 本学会会員は、委員会の決定に関する異議は書面をもって本学会理事会に申し立てることができる。
- 第 13 条 この規則を変更する場合は、委員会の議を経て、理事会、代議員会の承認を必要とする。
- 第 14 条 この規則の施行について必要な事項は、委員会の議を経て理事会が別に定める。
- 第 15 条 この規則の施行に暫定期間(2016 年 4 月 30 日から 2 年間)を設ける。  
暫定期間中は第 5 条(2)号、(3)号を免除し、会員になれば認定パラデンタルの申請資格を得るものとする。

## 附 則

1. この制度規則は 2015 年 6 月 7 日に制定し、この日をもって施行する。
2. この制度規則は 2016 年 4 月 30 日に改正し、この日より施行する。
3. この制度規則は 2017 年 6 月 18 日に改正し、この日より施行する。